規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課 電話番号: 03-5253-8513	e-mail: kenshi@mlit.go.jp
評価実施時期	平成23年2月14日	C mail. Renomening Supp
規制の目的、内容及び必要性等	建築物等の安全性の確保を図りつつ建築活動の円滑化を図る観点から、以下の事項について改正を行う。 (1)構造関係規定の一部について、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。 (2)太陽光発電設備については、電気事業法において安全性が担保されるため、当該設備を建築基準法が適用される工作物から除外する。 (3)耐久性等関係規定以外の仕様規定は、時刻歴応答解析によってその規定に係る安全性が検証できる規定であるため、当該計算を行って大臣認定を受けた工作物について、当該規定の適用を除外する。	
	【法令の名称・関連条項】 (1)建築基準法第20条、建築基準法施行令第67条第1項、第73条第3項、第77条第5号 (2)建築基準法第88条、建築基準法施行令第138条第1項 (3)建築基準法第88条、建築基準法施行令第139条、第140条、第141条、第143条及び第147条 【内容】 (1)構造関係規定の一部について、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。 (2)太陽光発電設備を建築基準法が適用される工作物から除外する。 (3)時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外する。	
想定される代替案	(1)現行認められている構造方法のみを引き続き認めることとする。 (2)太陽光発電設備を引き続き建築基準法が適用される工作物とする。 (3)時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、引き続き耐久性等関係規	記定以外の仕様規定を適用する。
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1)建築費用が現行より軽減される構造方法を用いた場合は、当該規定に係る建築費用は現行より減少する。 (2)太陽光発電設備の建築確認及び完了検査等(以下「建築確認等」という。)に要する費用が現行より減少する。	
	(3)時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等関係規定以外 の仕様規定に係る建築費用が現行より減少する。	(3)現行では、時刻歴応答解析を行って大臣認定を受けた工作物について、耐久性等 関係規定以外の仕様規定に係る設計費用が発生している。
(行政費用)	(1)今回の改正は、構造方法の選択肢を増やすものであり、建築確認等の際に審査すべき規定の数が増えるものではないため、建築確認等に係る費用は現行と変わらない。 (2)太陽光発電設備の建築確認等に係る費用、違法な太陽光発電設備の是正命令等の行政処分に係る費用が現行より減少する。 (3)耐久性等関係規定以外の仕様規定への適合について、建築確認等に係る費用が減少する。	(1)現行では、当該基準への適合についての建築確認等に係る費用が発生している。 (2)現行では、太陽光発電設備の建築確認等に係る費用、違法な太陽光発電設備の 是正命令等の行政処分に係る費用が発生している。 (3)現行では、耐久性等関係規定以外の仕様規定への適合についての建築確認等に 係る費用が発生している。
(その他の社会的費用)	特になし	特になし
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	(1)現行と同等以上に安全な方法を使用可能とするものであり、建築物の構造安全性は現行より向上する。 (2)電気事業法令において安全性が担保されるため、太陽光発電設備の安全性は低下しない。 (3)該規定は、時刻歴応答解析によってその規定に係る安全性が検証できる規定である	(2)現行では、建築基準法により太陽光発電設備の安全性は確保されている。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	ため、建築物の構造安全性は低下しない。 (1) 便益面では、改正案は現行と同等以上に建築物の構造安全性の確保を達成しうる一方で、費用の面では、改正案では、一定の場合において建築主の遵守費用が現行よりも減少する。したがって、改正案をとることが適切であると判断する。 (2) 便益面では改正案・現行ともに太陽光発電設備の安全性確保は一定程度に達成しうる一方で、費用の面では、改正案では、4m以上の太陽光発電設備の建築に係る費用のうち、建築確認等に係る費用が現行よりも減少する。したがって、改正案をとることが適切であると判断する。 (3) 便益面では改正案・現行は同等に建築物の構造安全性の確保を達成しうる一方で、費用の面では、改正案では、建築主の遵守費用及び行政費用が現行よりも減少する。したがって、改正案をとることが適切であると判断する。	
有識者の見解その他関連事項	「新成長戦略に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「日本を元気にする規制改革100」に以下のように盛り込まれている。 「4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。<平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置>」	
レビューを行う時期又は条件	平成27年度末にRIA事後検証シートによる事後検証を実施。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考		